

登録できる方は「いの町に住民登録されている方」です。

(ただし、15歳未満の方、意思能力を有しない方は登録できません。成年被後見人の方は印鑑登録の意思確認をしますので、成年被後見人の方と窓口にお越しください。成年被後見人の方は、成年被後見人登記事項証明書の原本をご提示ください。)

印鑑登録の流れ

印鑑登録の手続きのために、窓口に来るのはどなたですか？

- ①本人 ②代理人



① 免許証やパスポート等の官公署発行の顔写真つきの本人確認書類をお持ちですか？

- ①持っている ②持っていない

① 次のものをご持参ください。
即日登録できます。

- 免許証等の官公署発行の顔写真つきの本人確認書類
- 登録する印鑑

② いの町で印鑑登録している方を「保証人」とすることができますか？

- ①できる ②できない

② 即日登録はできません。代理人が次のものをご持参ください。

- 代理権授与通知書（委任状）
 - 代理人の本人確認書類
 - 免許証等の官公署発行の顔写真つきのもの1点または顔写真なしのもの2点（「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が記載されているもの）
 - 登録する印鑑
 - 代理人の印鑑（認印可）（証亡失届、廃止届をする場合）
- ※申請後、本人宛に「照会書・回答書・代理人選任届」を送付します。

① 保証人に、印鑑登録申請書の保証人欄に記入いただき実印を押印してもらってください。本人が次のものをご持参ください。

- 顔写真なしの本人確認書類2点（「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が記載されているもの）
 - 登録する印鑑
 - 保証人欄記載済みの印鑑登録申請書
- ※保証人が実印と登録証を持って、本人と来庁しても構いません。

② 即日登録はできません。本人が次のものをご持参ください。

- 顔写真なしの本人確認書類2点（「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が記載されているもの）
 - 登録する印鑑
- ※申請後、本人宛に「照会書・回答書」を送付します。

照会書・回答書が届いたら、「回答書」に本人が必要事項を記載してください。本人が次のものをご持参ください。

- 顔写真なしの本人確認書類2点（「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が記載されているもの）
- 登録する印鑑 ●「照会書・回答書」

☆本人が来られない場合は、「代理人選任届」（回答書についています）に記入し、代理人に、登録する本人の本人確認書類と、登録する印鑑、「回答書・代理人選任届」を預けてください。代理人の本人確認書類、印鑑もご持参ください。

照会書・回答書が届いたら、「回答書」に本人が必要事項を記載してください。代理人が次のものをご持参ください。

- 「照会書・回答書・代理人選任届」
 - 登録する印鑑
 - 本人の本人確認書類（※）
 - 代理人の本人確認書類（※）
 - 代理人の印鑑（認印可）
- （※）免許証等の官公署発行の顔写真つきのもの1点または顔写真なしのもの2点（「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が記載されているもの）

☆本人が来ることができるとは、「照会書・回答書」と、登録する印鑑と、本人確認書類をお持ちください。

印鑑が登録され、**印鑑登録証**が交付されます。この登録証は、印鑑登録証明書を交付申請するとき必ず必要です。